

分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会
No.109 2014.11.27
発行責任者 松本 幸一
編集責任者 教 宣 部

第3回 ポーナスカット渡邊さん本人訴訟が開催される!

11月21日、大阪地方裁判所において渡邊さん本人訴訟が開催されました。
今回は、会社からチェックシートに誤って「Z70」と記載した後に、管理者からの注意指導を受け「Z71」と訂正したとする証拠を出してきました。
これで注意指導されてから書き直したと言えるのでしょうか?

制定日 平成19年4月16日 管理番号 機一仕一第N700-002-0-B1
大阪仕業検査車両所

N700系 仕業検査チェックシート N700系 海側

編成 Z7071 作業日 2014年9月2日

承認者 渡辺幹夫

※油圧注意箇所

| 号車 | 部位 | 種別 | 検査結果 | 処置 |
|----|----|----|------|----|
| | | | | なし |

過去事例
H3.9 多量の給油をしたにも関わらず、申告をしなかった
H12.8 給油栓の取付を失念

<台車関係> <大阪方> <東京方>

| 基準値 | 油脂 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ | ⑯ |
|-----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 軸箱油 | | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ |
| 増圧油 | | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ |

※基準値内であれば“し”。減り、変色等があれば「部位」を記入するとともに、減りの場合は、現物に「キユ」と書く。
※軸箱油は、油面計中央赤玉の範囲内
※増圧油は、油面計赤玉の中央以上

会社は上記を含めて2件の「カット理由」とする書証が提出されました。しかし、これ以外の「カット理由とする書証はない」とのことでした。残り30件以上はどうするのでしょうか?

裁判官からも「裁判所は残りの立証はどうするのか関心があります。人証でいくのですか?」等の質問が行われました。それを受けて、会社は次回までに書面を提出することになりました。会社は「カット理由」を「5W1H」で現場管理者から報告が上がってきていると述べています。どのような報告をしたか明らかにする必要があります。

このチェックシートを見ると助役の印鑑があります。証人になって裁判で明らかにして下さい。お待ちしております。

次回は、2015年1月30日(金)11時30分 大阪地裁611号法組合員の皆さんの傍聴参加を御願います。